

3回目ワクチン接種 間隔8か月、6か月を巡る経緯(政府ホームページ、報道から抜粋)

●2021年11月15日 厚労省科学審議会・予防接種ワクチン部会

2回目接種完了から概ね8か月以上。6か月以上ということも接種可能であるということ
を明確にさせた。地域の感染状況等を踏まえまして、自治体の判断によりまして、8か
月より前に追加接種を実施する場合には、薬事承認の内容を踏まえ、6か月以上の
間隔をあける

●2021年11月16日 12:40～ 後藤厚生労働大臣会見

原則は8か月です。ただしワクチンの、地域の感染状況とか、クラスターが発生してい
るとか、そういう非常に特殊な状況の場合には、市町村にこちらとも相談をしていただい
たところで、例え6か月後に接種した場合であっても、例えば被害者救済規定だとか、臨
時接種としての公費100%の支出だとか、そうした意味での予防接種法に基づく接種とし
ての取扱いを変えることはないということを示しているのでもって、これは決して接
種間隔を自由に地域の判断に応じて8か月を6か月に前倒しするということを認めるもの
ではないということであります。

●2021年11月16日 堀内ワクチン担当大臣会見

6か月というのは地域の感染状況等を踏まえた例外的な取り扱いになるというふうに理
解しております。現在の感染状況等では、自治体は6か月間隔を前提に準備をする必要は
ないというふうに受け止めております。現在の感染状況等では、自治体は8か月間隔を前
提に準備をしていただきたいというふうに思っております。

●2021年11月16日 18:21～

岸田首相が、後藤厚労大臣と堀内ワクチン担当大臣と首相官邸で面談

午後6時21分から同7時2分まで、後藤茂之厚生労働相、堀内詔子ワクチン担当相、藤井健志官房副長
官補、厚労省の吉田学事務次官、佐原康之健康局長。(時事通信首相動静より)

●2021年11月26日 15:05～

岸田首相が、後藤厚労大臣と堀内ワクチン担当大臣と首相官邸で面談

午後3時5分から同23分まで、後藤茂之厚生労働相、堀内詔子ワクチン担当相、吉田学厚労事務次官。
(時事通信首相動静より)

面談内容) ワクチンの2回目との間隔を、原則の8か月以上から例外的に6か月に短縮で
きる対象について意見を交わした。(NHKニュース)

●2021年11月26日 後藤厚労大臣会見(首相と面談後のぶらさがり会見)

ワクチン2回目との間隔を6か月に短縮できる対象について、まずはクラスターが発生
した医療機関や高齢者施設の関係者などに限定するよう、自治体に通知したことを明らか
にした(NHKニュース)

【岸田総理冒頭発言】

国民の命を守るという観点からは、特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方に医療を提供し続けられるよう、昨年11月に「全体像」を取りまとめ、その後も医療提供体制の強化に取り組んできました。前回のピーク時の1.3倍の受入病床を全国で確保し、東京では臨時の医療施設を含め、更にベッドを増やし、1.8倍の受入余力を確保しています。

その結果、感染者数は昨年夏の約4倍ですが、入院待ち患者があふれた昨年夏と違い、重症病床は十分に余力があり、必要な医療を提供しています。

(記者)

北海道新聞の佐藤です。

総理、今日も含めて、最悪の事態を想定ということを繰り返しおっしゃられていまして、ワクチンの3回目接種をめぐる、先ほどもおっしゃいましたけれども、当初の判断や検査キットの備え、現在多数いる自宅療養者への対応などで、本当に最悪の事態を想定しておられたのか、不十分な点はなかったのかということをもとに1点伺いますのと、加えて、総理の記者会見は約1か月半行われていません。今のように代表者以外の質問を受け付ける形式では約2か月行われていませんでした。第6波は感染者数や1日の死者数で過去にない大きな流行となったわけですが、状況が悪化する局面で情報発信しなかったのは問題だったのではないかと思います。御見解をよろしく願います。

(岸田総理)

まず1点目につきましては、今の政権における新型コロナ対策のありようについては、様々な個々の指摘あるいは御批判については、これは謙虚に受け止めなければならないと思いますが、今のこの政権における対策の最大のポイントは、去年の11月に「全体像」で示したように、まずは昨年夏の状況をしっかり振り返って、十分な医療提供体制をしっかりと用意する、その上でワクチンによる予防、検査キット等による検査、そして経口治療薬による早期治療、こうした流れを強化する、この「全体像」を用意するということが今の政権における対応の大変重要なポイントだと思います。一つ一つもちろん大事ではありますが、こうした「全体像」をしっかりと用意することによって、国民の皆さんにより安心を感じてもらえるような体制を作っていく、これがポイントであったと思います。是非、これからこの「全体像」をしっかりと説明することによって、国民の皆さんに少しでも安心を感じていただけるように、努力を続けていくことが大事であると思います。

足元、感染拡大のペースは落ち着いており、そして、昨年4倍の新規感染者数が報告されていますが、病床あるいは重症者病床、こうしたものについてはまだ余力があるという現状についてしっかり見ていただきながら、国民の皆さんに御協力をお願いしていきたいと思っています。

そして、2点目の会見の件ですが、こうした記者会見については、御指摘のようにしばらく時間が空いたということかと思いますが、私も今週に入りまして、昨日もおとといもぶら下がり会見という形で発信をさせていただき、そして、長い日には30分近くにもわたって様々な質問を受けさせていただいてきました。政権が発足してから数えますと、ぶら下がり会見は60回以上に及んでいると思います。会見の形は違うのかもしれませんが、様々な形を通じて発信を続けるということは大事であると思います。そうした努力を続けているところです。発信の形についてはいろいろな御意見もあるようですので、そういった意見もしっかり承りながら、適切な発信の状況については考えていきたいと思っています。

した。

しかし、感染防止、オミクロンも出て、万全を期す観点から、既存ワクチンのオミクロン株への効果等を一定程度見極めた上で、優先度に応じて追加承認されるモデルナを活用して、八か月を待たずにできる限り前倒しをすることと考えております。

○長妻委員 まず六か月ということをお示ししていただきました。三か月を推奨して、例えはイギリスは、短縮して、今三か月を推奨して、フランスは、六か月だったものを五か月にしています。韓国は、高齢者向けだけでも、六か月を四か月にしております。これはオミクロンによって相当前倒し、各国、危機感を持っているところでありませぬ。

今、年内の在庫を政府に聞きますと、ファイザー、モデルナを合わせて四千万回ある。来年の契約量が、ファイザー、モデルナを合わせて一・七億回ある。まあ、ほかのメーカーだと、もっと、加えればあると思うんですけど、これは総理、是非、何か月かというめを出していただきたいんですよ。やはり自治体、三回目の接種というのは準備が必要でありますので、六か月とかです。八か月というのはいかにも先進国では遅い、間隔が空き過ぎるというふうに思っておりますので、これはめどを総理のリーダーシップで出すということはお考えいただけませんか、まずは六か月以内にしようというふうな。

○岸田内閣総理大臣 今、最後、六か月以内というふうにおっしゃいましたが、まず、これは六か

月以上の間隔で三回目の接種ができるという形で薬事承認されていますので、このことを考えますと、接種間隔は、最短でも二回目接種から六か月、六か月以下ということは、今、薬事承認との関係でそれは難しいと思っております。

ただ、度々申し上げているように、八か月も待たずにできる限り前倒しすることは申し上げております。既存のワクチンのオミクロン株への効果等も今いろいろ議論になっております。その辺も見極めた上でどこまで前倒しをできるのか。今、在庫のお話もされましたが、現実に在庫がどうなっているのか。

何よりも、やはり地方自治体において、先ほどの十億円給付を始め様々な対応が求められる、その現実、現場においてしっかりと対応できる、こういうことも勘案した上で、この八か月をどこまで前倒しするのか、丁寧に考えていきたいと思っております。

○長妻委員 是非、先進国の中で後れを取ってはならないので、よろしくお願いをしたい。六か月、できる限りまず、という目標はできると思いますが。

これはワクチン担当に聞きますけれども、三回目のブースターワクチンというのは、メーカーはどこにしたい、どこにするのかというのは国民の皆さんは選べるんですか。

○堀内国務大臣 三回目のブースター接種におきましては、メッセンジャーRNAのワクチンでお願いしたいというふうにお伝えしております。（長妻委員「メーカーは選べるんですか、メーカーは

「と呼ぶ）モデルナ社又はファイザー社でお願いしたいというふうにお伝えしております。（長妻委員「いや、どっちかを選べるんですか、どのメーカーか」と呼ぶ）この三回目のワクチンにつきましては、私もどっちか選んでいいと思います。次に、四百二十万回まで出ささせていただきます。次に、千二百万回までファイザーを、十二月十三日、十二日の週あたりに出させていただきます。そしてまた、モデルナを一月の方に一万七千回出させていただきます。そのように……（長妻委員「いや、選べるんですか、モデルナがいいとかファイザーがいいとか」と呼ぶ）

選べるかにつきましては、きちっと自分の打ちたいワクチンを打つことができるということは、同じ医療機関で複数のワクチンを扱っている場合に予約の段階でワクチンを選択するのかといった御趣旨の質問だと思っております。予約の段階で、予約時に自らがどのワクチンを接種することになるか把握した上で、仮に両方のワクチンの予約枠が開放されている場合には自分の打ちたいワクチンを予約いただけることになると、予約のプロセスとしてはそういうことはあり得ますが、ただ、今の現時点としましては、三月末までに、接種対象の方々約六割にファイザー、そして四割にモデルナという割合で送らせていただきますので、その中で可能な限り予約を取っていただきたいと思っております。（発言する者あり）

○根本委員長 選べるのか。

○堀内国務大臣 済みません。先ほどのまず訂正

令和4年2月10日
警察庁刑事局捜査第一課

新型コロナウイルス陽性死体取扱状況について

月別	陽性死体取扱い数(件)	PCR等検査実施時期		発見場所	
		生前	死後	自宅等	外出先
令和2年1月	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0
3月	2	0	2	1	1
4月	21	3	18	19	2
5月	6	0	6	4	2
6月	1	0	1	1	0
7月	3	0	3	2	1
8月	10	3	7	7	3
9月	4	2	2	4	0
10月	9	3	6	8	1
11月	10	3	7	8	2
12月	56	18	38	50	6
令和3年1月	132	56	76	123	9
2月	22	8	14	20	2
3月	31	9	22	29	2
4月	96	39	57	91	5
5月	97	39	58	92	5
6月	36	6	30	30	6
7月	31	13	18	28	3
8月	250	132	118	218	32
9月	117	51	66	96	21
10月	17	5	12	14	3
11月	2	0	2	1	1
12月	3	0	3	2	1
令和4年1月	151	60	91	138	13
合計	1107	450	657	986	121

※ 本日集計時点。「自宅等」は、入所施設、宿泊施設も含む。「外出先」は、自宅等以外のもの。

令和4年2月10日
警察庁刑事局捜査第一課

警察取扱いの新型コロナウイルス陽性死体の内訳について

令和4年1月に、警察が取り扱った新型コロナウイルス陽性の御遺体151人について、死因別内訳は次のとおりです。

○ 内因死	115人
・ 新型コロナウイルス感染症	41人
・ 肺炎	9人
・ その他	59人
・ 不詳	6人
○ 外因死	30人
○ 未確定	6人

※ 検案医等からの聞き取りにより把握されたもの。疑いがあるとされたものを含む。

※ 本日時点の集計値。

事務連絡
令和4年1月27日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

○ 検査キット等の行政検査への優先供給に伴う検査実施について

オミクロン株の発生及び感染者の急増等によるPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需給ひっ迫に伴い、今般、厚生労働省より医薬品卸売業者やメーカーに対し、当面行政検査を行う医療機関や地方自治体への供給を優先すること、無料検査事業の検査については足もとの検査件数を続けられる抗原定性検査キットの供給に努めることを内容とした事務連絡が発出されたところです（厚生労働省令和4年1月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」等）。

これに伴い、検査促進枠の対象事業における検査実施に必要な検査試薬・キット等の供給に一時的に不足が生じる可能性がありますところ、各都道府県において引き続き実績に応じて無料検査事業を継続できるよう、以下の取組を実施頂きますようお願いいたします。

- (1) 検査需要の高まりや検査キット等の供給状況を踏まえた適切な検査実施を確保するため、各都道府県においては、PCR検査等・抗原定性検査それぞれについて、都道府県内の1日当たりの検査件数を1月第二週（1月10日を含む週）における1日当たり平均検査実績の2倍以内として頂くようお願いいたします。

また、これによる1日当たりの検査件数の計画値を内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室に提出して頂くとともに、2倍超とすることが必要となる特別な事情がある場合については、事前に協議を行うようお願いいたします。

(2) 各都道府県においては、上記(1)による都道府県内の検査件数の範囲内で検査を実施するよう、新規に参入する検査拠点の必要検査件数にも配慮しつつ、検査拠点ごとに、検査実績等に照らし、1日当たりの適切な検査件数を指示して頂くようお願いいたします。

(3) 各都道府県においては、実施事業者に対し、次のとおり依頼頂くようお願いいたします。

- ・ 無料検査事業実施に当たっては在庫を優先的に費消することにより在庫の適正化を図って頂くこと <全実施事業者対象>
- ・ 新規の検査キット等の発注に際しては検査件数と在庫状況に照らし適切な規模とすること <全実施事業者対象>
- ・ PCR検査能力に余剰が生じた場合には、当該余力を行政検査に積極的に活用すること <衛生検査所たる実施事業者対象>

(4) 各都道府県においては、医療機関・地方自治体等が行う行政検査に必要な検査キット等が不足し、行政検査の実施体制がひっ迫している場合には、都道府県が無料検査事業の実施事業者として保有している在庫分についても行政検査に活用することを検討して頂くようお願いいたします。

本措置の適用は、来週前半を目安に可及的速やかに実施頂くこととし、PCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需給ひっ迫が解消した時点において解除するものとします。

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部・西中

寺井・服部・鈴木・鈴木・山根

直通 03 (6257) 3086

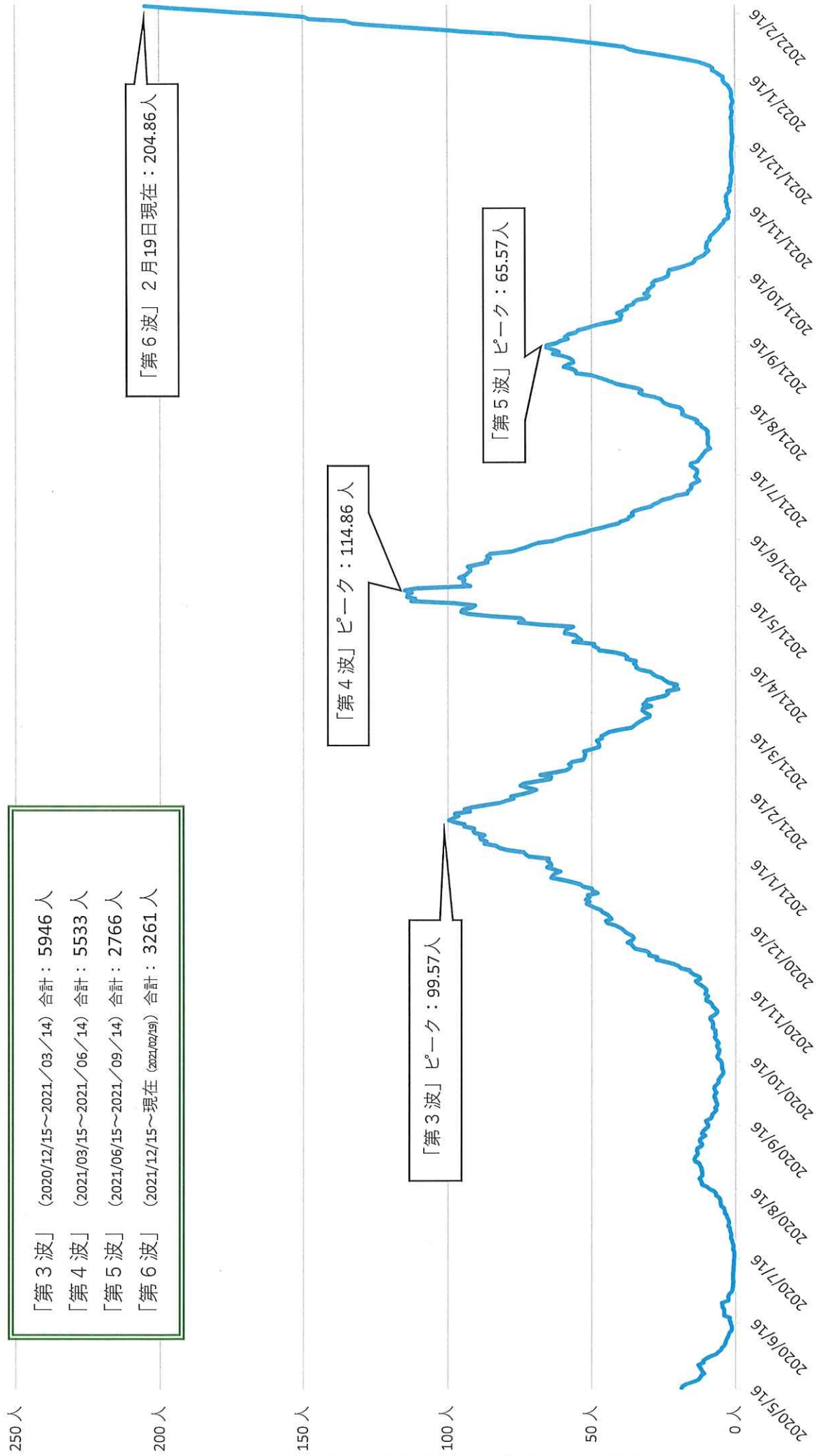
(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752

1日当たりのコロナ死亡者数 7日間移動平均



厚生労働省オープンデータ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html>) を基に長妻昭事務所作成

